

石垣空港国際線旅客ターミナルビル
空港施設使用約款

(約款の目的)

第 1 条 本約款は、航空運送事業者又は自家用機等の運航者（以下「航空運送事業者等」という。）が、石垣空港国際線旅客ターミナルビル（以下「国際線ビル」という。）を円滑に使用するため、使用施設並びに設備機器類（以下「本施設」という。）の使用方法及び費用負担等の必要な事項を定めるものです。本施設の使用は、本約款の内容を十分に理解し、本約款に同意いただいていることを前提としますが、航空運送事業者に限り石垣空港ターミナル株式会社（以下「ターミナル社」という。）との間で「石垣空港国際線旅客ターミナルビル施設使用に関する契約書」を締結している場合、同契約書が適用され、本約款は適用されないものとします。

2 本約款における期日の基準は、全て日本時間とします。

(使用施設)

第 2 条 本約款に基づき、航空運送事業者等及び航空運送事業者等が運送する旅客が使用できる本施設の詳細は、別表 1 に定めるものとします。

(施設使用の申込み)

第 3 条 航空運送事業者等が本施設を使用するときは、航空機運航のために要する国土交通省大阪航空局石垣空港出張所及び石垣空港管理事務所が定める事務手続き並びに CIQ の各機関が定める事務手続きを完了させた後、使用日の 7 営業日前（土曜、日曜、国民の祝日及び 12 月 30 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く）までに「石垣空港国際線旅客ターミナルビル施設使用申込書」（以下「申込書」という。）をもってターミナル社に電子メールの方法により申し込み、ターミナル社の承認を受けるものとします。ただし、ダイバート等の運航イレギュラーによる着陸及び使用日の 7 営業日前までに提出することができないやむを得ない事情がある場合は、本施設の使用が決定した後、速やかにターミナル社に申し込むものとします。

2 航空運送事業者等が本施設を使用するときは、石垣空港にて定期便の地上ハンドリングを請け負う事業者（全日本空輸株式会社又は日本航空株式会社の関連会社、もしくは株式会社ケイトマン・ザ・スカイ）に地上ハンドリング業務を委託するものとします。事業者を用意できない場合、航空運送事業者等による本施設の使用はできません。

3 ターミナル社は、航空運送事業者等より本条第 1 項に規定する申込書が提出された場合、

本施設の使用可否を確認後、申込み内容の承認可否を電子メールの方法により航空運送事業者等に通知するものとします。

- 4 航空運送事業者等は、本条第 1 項に基づく申込み内容に変更が生じた場合は、変更した内容でもって速やかに申込書を再提出し、ターミナル社の承認を受けなければなりません。

(運航実績の報告)

第 4 条 航空運送事業者等は、毎月末締めにて、ターミナル社の指定する様式にて運航実績を報告しなければならず、報告の期限はターミナル社の翌月 10 営業日までとします。

(施設使用料及び支払方法)

第 5 条 本施設の施設使用料は、別表 2 に記載のとおりとします。ただしフェリー運航の場合かつ、乗務員の入国及び出国が無い場合は本施設使用料の請求対象外とします。

- 2 施設使用料は後払いとし、ターミナル社は前条の規定により航空運送事業者等から提出される運航実績の内容を基に施設使用料を集計の上、毎月 20 日までに請求書をもって航空運送事業者等に請求します。航空運送事業者等は請求を受けた月の月末までにターミナル社の指定する口座に振り込むものとし、これに係る手数料は航空運送事業者等が別途負担するものとします。ただし、該当月末が土・日曜日、祝日又は金融機関の休業日である場合には、その翌営業日を支払期日とします。

- 3 施設使用料の支払いに遅延が生じた場合には、航空運送事業者等は、ターミナル社に対し、支払予定日の翌日から支払済に至るまで、年率 14.5%の遅延損害金を支払うものとします。

- 4 航空運送事業者等は、第 3 条第 4 項の規定に基づき、申込み内容の変更を行う場合、変更対象の便に対し次の各号に規定する歩合の変更事務手数料又はキャンセル料（以下「手数料等」という。）を支払うものとします。ただし、ターミナル社が台風等の不可抗力が原因による変更と判断した場合は除きます。

(1)使用日の変更（変更事務手数料）

- ア. 施設使用予定当日：第 1 項にて規定する施設使用料の 30%
- イ. 施設使用予定 2 日前：第 1 項にて規定する施設使用料の 20%
- ウ. 施設使用予定 3 日前：第 1 項にて規定する施設使用料の 10%
- エ. 施設使用予定 4 日以前：なし

(2)使用のキャンセル又は旅客運航からフェリー運航に変更（キャンセル料 *不課税）

- オ. 施設使用予定当日：第1項にて規定する施設使用料の100%
- カ. 施設使用予定2日前：第1項にて規定する施設使用料の80%
- キ. 施設使用予定3日前：第1項にて規定する施設使用料の50%
- ク. 施設使用予定の4日以前：なし

5 航空運送事業者等は、第3条第4項の規定にもかかわらず、申込書の再提出を行わずに施設使用の予定を変更した場合、前項ア.又はオ.に相当する額の手数料等を支払うものとします。

6 手数料等は、申込み内容の変更毎に発生するものとし、使用日の変更後に運航をキャンセルした場合でも、本条第4項各号に該当する場合は変更事務手数料並びにキャンセル料の両方を支払うものとします。

7 航空運送事業者等は、施設使用料及び本条第4項第1号に規定する変更事務手数料に係る消費税を別途負担するものとします。

(管理規則等の遵守)

第6条 ターミナル社が別に定める管理規則及びターミナル社が建物管理の必要上規則を制定し、又は注意事項を定め、これを航空運送事業者等に通知し、又は適当な場所に掲示したときは、航空運送事業者等はこれを遵守しなければなりません。

(善管注意義務)

第7条 航空運送事業者等は、本施設の使用に際し、善良なる管理者の注意をもって使用しなければなりません。

(通告義務)

第8条 航空運送事業者等は、本施設及びターミナル社が設置した施設、設備に異常な個所を発見した場合は、速やかにターミナル社に通告しなければなりません。

(禁止事項)

第9条 航空運送事業者等は各号に掲げる次の行為をしてはなりません。

- (1)航空運送事業者等の本約款に基づく権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供すること。
- (2)ターミナル社の書面による承認を得ずに、本施設の全部又は一部を第三者に使用させること。

- (3)ターミナル社の書面による承認を得ずに、本施設に商号、広告、標識又はその他これに類する表示をすること。
- (4)ターミナル社の書面による承認を得ずに、本施設の改造、模様替え等の工事を行うこと。
- (5)ターミナル社の書面による承認を得ずに、本施設の共用部分に航空運送事業者等の物品を置くこと。
- (6)ターミナル社又は他の入居者の業務を妨害する行為、その他本施設に損害を及ぼすような一切の行為をすること。

(損害賠償義務)

第 10 条 航空運送事業者等又は航空運送事業者等の代理人、使用人、請負人その他の履行補助者の故意又は過失により、本施設及びターミナル社の財産を毀損し、もしくは第三者に損害を与えた場合は、航空運送事業者等は、直ちにターミナル社にその旨を通知し、その損害を賠償するものとします。ただし、航空運送事業者等は、ターミナル社が付保した保険で補填される限度において、損害賠償義務を免れるものとします。

(免責)

第 11 条 ターミナル社の故意又は重大な過失による場合を除き、航空運送事業者等が被る損害に対しては、ターミナル社はその責を負いません。また、ターミナル社が行う修理変更、改造工事により生ずる諸サービスの不足及び本施設の使用停止に関しては、ターミナル社はその責を負いません。

2 ターミナル社又は航空運送事業者等は、天災又は自己の責に帰すことのできない火災、盗難等により、相手方が被った損害に対してはその責を負わないものとします。

(本施設の滅失等)

第 12 条 天災その他不可抗力により国際線ビルの大部分が滅失又は毀損して本施設の使用が不可能になった場合は、本約款に基づく使用契約は当然に終了するものとします。

(約款の変更)

第 13 条 ターミナル社は、事前の告知なく、本約款に定める事項等を変更することがあります。

(準拠法)

第 14 条 本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

(専属的合意管轄裁判所)

第 15 条 ターミナル社及び航空運送事業者等は、本約款から生ずる権利義務に関する紛争は、
那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意したものとします。

(協議事項)

第 16 条 本約款に定めのない事項及び本約款の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、
ターミナル社及び航空運送事業者等は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

(適用順位)

第 17 条 本約款の日本語版と英語版に不一致があった場合は、日本語版を優先するものとします。

別表 1

入出国区分	使用施設及び設備（使用可能時間；原則 6 時 30 分から 22 時 00 分まで）
入国	・到着手荷物搬送設備及び荷捌場 ・旅客搭乗橋 ・その他、到着旅客が入国時に使用する手荷物受取所、昇降機、トイレ等の施設設備
出国	・チェックインカウンター ・搭乗ゲートカウンター ・出発手荷物搬送設備及び荷捌場 ・保安検査機器 ・預入手荷物検査機器 ・旅客搭乗橋 ・その他、搭乗旅客が出国時に使用する待合室、昇降機、トイレ等の施設設備

別表 2

入出国区分	提供座席数別料金表（1 便あたり/税抜料金）		
	100 席未満	100 席以上 200 席未満	200 席以上
入国	24,000 円	36,000 円	54,000 円
出国	36,000 円	54,000 円	81,000 円